

## 障がい学生に対する修学支援の基本路線とその内容について (教職員向け指針／ガイドライン)

### はじめに

2018年度の修学支援委員会では、2017年6月1日から施行された「大阪観光大学修学支援委員会規程」に即して、本指針をまとめました。ここでは「障害者の権利に関する条約」や「改正障害者基本法」、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」等が規定する事項に関し、大学が組織として適切に対応するために必要な、基本的な考え方と支援内容を明らかにしています。

2019年3月

修学支援委員会

### I. 大阪観光大学における修学支援の対象者と修学支援の目的、並びに組織と方針

#### 1. 修学支援の対象者と「合理的配慮」の必要性

##### 1. 修学支援の対象者

修学支援を必要とする者に障がい学生が挙げられる。

まず、障がい(害)についてであるが、日本学生機構『教職員のための障害学生修学支援ガイド(平成26年度改訂版)』によると、障害種別には視覚障害、聴覚障害、肢体不自由、病弱・虚弱、発達障害、精神障害が挙げられており、総務省もこれに従っている。この障害種別には変遷があり、それに「発達障害」が取り入れられたのは、2006(平成18)年度前後からである。2015(平成27)年度からは、その他の範疇にあった精神疾患、精神障害等を「精神障害」として独立させた。

また同機構は、障害学生の修学支援に関して、大学等を対象に実態調査を2005(平成17)年度から実施している。そこでの障害種別は、視覚障害、聴覚・言語障害、肢体不自由、病弱・虚弱、発達障害(診断書有)などとなっている。

<中略>

次に、ここでいう障がい学生とは、大阪観光大学(以下、本学と呼ぶ。)に入学を希望する者及び本学に在籍する学生、科目等履修生、別科生のうちで、身体障がい(視覚障がい、聴覚障がい、肢体不自由)、発達障がい(知的障がい、精神遅滞、言語障がい)、精神障がい、その他、それに病弱・虚弱を持つ者であって、障がい及び社会的障壁により、継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある者とする。本指針ではこの種別等に従い、支援内容を記してゆく。

なお、障がい学生は、便宜的な呼称であり、必ずしも身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳及び療育手帳を有している学生に限るものではなく、医師の診断書等の根拠資

料が提示された者を含む。

これ以外の学生について、修学支援が必要であると委員会が認めた場合は、保護者との協議を経た上で、学長と所属学部長の合意を経て、その対象として指定することがある。

## 2. 不当な差別的扱いの禁止及び「合理的配慮」の供与について

本学は障がい学生に対する不当な差別的取り扱いについて禁止する。「合理的配慮」に対する基本的な考え方は、2015(平成27)年11月26日付「文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針(以下、「文科省対応指針」と呼ぶ。)」に準じる。したがって、障がい学生から一定の意思表示がなされた場合において「合理的配慮」を行うものとする。

「合理的配慮」とは「障害者権利条約」第2条によれば、「障害者が他の者との平等を基礎としてすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」と定義されている。

なお、「文科省対応指針」では、「過重な負担の基本的な考え方」について、①事務・事業への影響の程度、②実現可能性の程度、③費用・負担の程度、④事務・事業規模、⑤財政・財務状況などを考慮し、具体的場面や状況に応じた総合的・客観的な判断が肝要であり、一般的・抽象的な理由に基づいて過重な負担に当たると判断するのは、適当ではないとしている。

## 2. 修学支援の目的

本学では、建学の精神の具現化を目的に、基本的人権の保障という理念の下、多様性を尊重する人材の育成を目指している。本学はこの考えに基づき、障がいのある学生(以下、障がい学生と呼ぶ。)の社会参加の促進並びに自己決定権の確立を目標に置く。

障がい者の権利擁護や権利確保に向けた各種の取り組みは21世紀になり、国際的な進展が見られた。我が国においても2011年8月の「障害者基本法」の改正をはじめ、様々な法体系の整備が行われてきた。2014(平成26)年1月には日本政府は「障害者の権利に関する条約」に批准し、条約140番目の締結国となった。こうした過程を経て、2016年4月には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(以下、「障害者差別解消法」と呼ぶ。)が施行されている。この法律は、「障害者基本法」における差別の禁止の基本的な原則を具体化したものであり、すべての国民が障がいの有無によって分け隔てられず、障がい者差別の解消の推進を目的としている。高等教育機関においても、障がい者に対する社会的障壁や不当な差別的な取り扱いの撤廃に向けての具体策の実行が求められている。

本学ではこれらの法律に準拠して、修学支援等の支援活動を行う。この活動の目的は狭義には、ノーマライゼーションの思想を元にして、障がい学生が他の学生と同様かつ平等に「教育を受ける権利」を享受し、行使することを担保することにある。広義には、障がいの

有無や病気の罹患(歴)、また単親家庭や児童福祉施設の出身などの出自にかかわらず、さらに教職員もそれらの点にとらわれることなく、いかなる学生も安心して学修する環境を提供することにある。その結果として、共生的な社会の実現を目指す、それは「障がい」と「健常」の二項対立的な概念が自明視されない、相互に多様な個性を尊重して生きる社会である。それを目指すためには、障がいに関する教育の導入も不可欠である。

障がい学生に向けられる社会的かつ個人的な偏見や誤解・固定観念を排除した上で、学内で何らの心理的負担なく「障がいや病気を持っていること」を明白にできる、健全な大学社会の形成、並びにそれをサポートする環境の円滑な生成を、修学支援委員会(以下、委員会と呼ぶ。)としては強く望む。

障がい学生に対する支援活動は変革の時期にあるが、本学における新たな指針として、この「障がい学生に対する修学支援の基本路線とその内容について」を制定した(2018年11月 修学支援委員会承認・2019年1月 大学協議会承認)。

### 3. 修学支援のための組織

本学では、障がい学生等の支援を目的として、修学支援委員会を設けている。委員会は2017(平成29)年6月1日から施行された「大阪観光大学修学支援委員会規程(以下、規程と呼ぶ。)」に基づく。

規程2条により、委員会は学長と当該年度学生委員長、それに学長が指名した教職員をもって構成される。第2条第2項には、委員長は学長とし、副委員長は学生委員長が任じられると明記されている。学長は本指針に定める目的を達成し、効果的な支援を遂行するために必要な予算措置等に努める。

委員会は、障がい学生に対して支援を行う各部署及び他の関係委員会等からの要請に従い、支援方針に基づいて案件の審議と決定を行う。当該学生の支援のありかたについて、大学協議会では意見陳述ができ、教授会では報告が行える。

委員会には、障がい学生やその保護者の申し出に基づき、その都度関係者が招集される。委員会の議長は学生委員会の委員長が務める。

### 4. 本学における修学支援の方針(基本的な考え方)

本学における障がい学生への支援は、以下のような方針で行う。

1. 障がい学生への修学支援は、本人や保護者からの相談(申し出)に基づいて行う(規程第3条第1項で、修学支援を必要とする者の指定を謳っている)。
2. 具体的な支援内容については、大学が本人や保護者と十分な合意を形成し、相互理解を図った上で検討・決定し、個別に提供する。基本的な支援の範囲は、入学試験・授業・定期試験・課外活動・キャリア形成・大学行事への参加等、大学教育に関する事項とする。
3. すべての学生への修学支援の一環として障がい学生支援をとらえ、各部署が連携する。

4. 全学的な支援として、教職員と周囲の学生とが障がい学生とともに学修活動に対する主体的な関与をめざす。
5. 障がい学生の主体性に鑑み、社会参加と自立につながる支援を行う。
6. 障がいの有無に関わらず、全学生へ同一の基準で成績評価を行う(ダブルスタンダードは設けない。合理的配慮は行うが、安易に課題や定期試験などを免除したり、評価基準を変えたりしない)。
7. 障がいの種類や程度に応じ、情報の伝達方法や試験(授業時間内の小テストを含む)の時間配分等について不利益が生じないように一定の配慮を行う。
8. 学内外の関係機関と有機的な連携を築き、支援を行う。
9. 障がいの特性や個々の状態に応じて支援のありかたを適正化し、改善を目指す。
10. 本指針に関する情報は、障がいのある本学進学希望者や在籍する学生に向け、ウェブサイト等で公表する。